

条例施行規則様式第26号(第46条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月30日

長野県知事 阿部守一 様

提出者

住 所 長野県駒ヶ根市中沢12175番地

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

氏 名 竹花工業株式会社駒ヶ根支店

取締役支店長 浅原 隆一

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0265-82-3218(代)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	竹花工業株式会社駒ヶ根支店
事業場の所在地	長野県駒ヶ根市中沢12175番地
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	年完成工事高 6億4000万円 (R4.7月期)
③従業員数	48名 (R4.7月期)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、混合廃棄物 産業廃棄物処理業者へ委託 中間処理→再資源化又は最終処分・ コンクリート殻、アスコン殻 自社処理 中間処理→再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理の担当部門は設けていないが、エコアクション21推進委員会は組織化されており各部門毎にその担当を中心として取り組んでいる。

各工事現場においては、工事担当者または、現場代理人が責任をもって管理している。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	建設系廃棄物	
①現状	排出量	888.56 t		t
	(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別収集処理、再生利用の促進 ・ エコアクション21（※以下、EA21）の環境方針にのっとり、環境目標・取り組みの達成 ・ 建設系廃棄物マニフェストによる搬出量の把握 ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 ・ 多量搬出事業者における産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出 				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	建設系廃棄物		
②計画	排出量	884.12 t		t
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別収集処理の管理、再資源化、再生利用の促進 ・ EA21の環境方針にのっとり、環境目標・取り組みの達成 ・ 工事量の受注増減に伴い、産業廃棄物の増減も予測させるので、更なる設計数量の確認、材料のロスが出ないような発注を行う。 ・ 建設系廃棄物マニフェストによる搬出量の把握 ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務 ・ 多量又は準多量搬出事業者における産業廃棄物処理計画書の提出義務 				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、混合廃棄物、コンクリート殻、アスコン殻等 形状、種別毎に分別管理収集運搬搬入 ・ 専用産廃BOXによる分別収集
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取り組みの維持 ・ EA21の環境活動に付随して分別の教育と研修を実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
産業廃棄物の種類		
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】		
産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
自ら熱回収を行った産 業廃棄物の量	0.00	t t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	818.96	t t
(これまでに実施した取組) ・ がれき類（コンクリート殻、アスコン殻）は、自社での破碎処理により 再生材として再利用している。		
【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.00	t t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	814.87	t t
(今後実施する予定の取組) ・ 現状維持		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	69.60 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	69.60 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託基準に従って、産業廃棄物処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・ 産業廃棄物処分業許可証、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分の確認 ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 ・ 多量搬出事業者又は準多量搬出事業者における産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出 			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり
	全処理委託量	69.25 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	69.25 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託基準に従って、産業廃棄物処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施 ・ 産業廃棄物処分業許可証、建設系廃棄物マニフェストにより最終処分の確認 ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出義務 ・ 多量搬出事業者又は準多量搬出事業者における産業廃棄物処理計画書の提出義務 ・ 委託契約者の産業廃棄物収集運搬業許可証・処分業許可証の確認 		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和5年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った（行う）量	自ら行う中間処理		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量	処理の委託									
			自ら熱回収を行った（行う）量	自ら中間処理により減量した（する）量		全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量	中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量	自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量	自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）	中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）	認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）	認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量						
	①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭					
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
法 律	1 燃え殻														
	2 汚泥														
	3 廃油														
	4 廃酸														
	5 廃アルカリ														
	6 廃プラスチック類	1.16	1.15						1.16	1.15		1.16	1.15		
	1 紙くず	11.37	11.31						11.37	11.31		11.37	11.31		
	2 木くず	2.20	2.19						2.20	2.19		2.20	2.19		
	3 繊維くず	0.24	0.24						0.24	0.24		0.24	0.24		
	4 動植物性残さ														
	5 ゴムくず														
	6 金属くず														
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	3.24	3.22						3.24	3.22		3.24	3.22		
	8 鉛さい														
	9 がれき類	849.74	845.50			818.96	814.87		30.78	30.63		30.78	30.63		
	10 家畜ふん尿														
	11 家畜の死体														
	12 動物系固形不要物														
	13 ばいじん														
	14 処分するために処理したもの														
	建設混合	20.62	20.51						20.62	20.51		20.62	20.51		
	合 計	888.56	884.12	0.00	0.00	0.00	0.00	818.96	814.87	0.00	0.00	69.60	69.25	0.00	
														0.00	

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量

【記載方法】

- 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- 「産業廃棄物の処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- 「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- 「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。